



# 県労連情報

発行  
2024年  
8月9日  
2023⑫

長野県労働組合連合会（県労連）  
長野市県町593 Rinks593 TEL026-217-9071 Fax026-217-9073  
✉ krn@mx2.avis.ne.jp http://kenrouren.assrv.com/



## 長野地方最低賃金審議会

# +50円 998円を答申



8月5日長野地方最賃審は長野県の最低賃金を50円引き上げ、998円と答申しました。私たちの要求である1,500円には遠く及ばず、東京（1,163円）との格差もそのままです。

県労連は審議会終了後、直ちに駅前で宣伝行動を行い、改めて1,500円への引き上げを訴えました。

また審議会への異議申し立ても行いました。

異議申し立ての審議は8/20に行われます。

ここで金額が確定すると10/1に発効します。

県春闘共闘は同日に周知宣伝を予定しています。



### 長野地方最賃審 傍聴レポート（県労連事務局次長 岩谷元気）

昨年公開範囲が広がり専門部会も一部公開となったため、県労連では傍聴参加を呼びかけ、7/29の第2回審議会には8名が参加。審議会の運営規定では傍聴は原則5人となっていますが、それを上回る人数での傍聴が認められました。審議会の最後には会長からも透明性確保のため傍聴については積極的に受け入れるとの発言もあり、規則改正が検討されることになりました。審議会の民主化も一歩前進です。



7月31日の第2回専門部会から本格的な金額審議がはじまります。労働者側は1,000円の大台に乗せるため+52円を提示。企業経営も厳しさに理解を示しながらも、現状の最賃の水準は最賃法1条、憲法25条で保障された水準に達しておらず早急に引き上げるべきと強く主張しました。対する使用者側は、中小企業の価格転嫁が進んでいないとし、日商の中小企業賃金改定調査の賃金上昇率（2.9%）から算出した+27円を提示。



双方一歩も退かない中で、審議委員の1人が公益委員へ双方の主張についての見解を求める場面がありましたが会長は「現時点で見解を表明するのは自身の制度感とは違う」と拒否しました。政策的に賃金を底上げしていくことが求められている状況で、労使協議に丸投げし、一歩引いた公益委員の姿勢は無責任に映りました。

この日の専門部会でパ臨連が取り組んだ長野県非正規労働黒書が資料として配布されました。

8/5の答申日、審議会の直前までもつれ込んだ専門部会は+50円と中央答申通りとなりました。中央審議会会長からのメッセージでも地方審へ主体性発揮が求められていましたが、長野地方審はそれを受け止めることはありませんでした。コロナ禍で目安額が示されなかった2020年を除けば、11年連続の中央目安額通りとなります。

過去最高と言っても50円（5%）では、物価上昇の後追いにすぎず、最低賃金近傍の労働者の生活改善には、つながらぬ金額です。一桁足りないと言わざるを得ません。8/20には異議申し立ての審議が予定されています。県労連は改めて1,500円への引き上げを求め、異議を申し立てを行います。

# 青年部企画ラフティング



8月4日(日)青年部企画第二弾として 安曇野市豊科のアルプスラインクルーズにて、ラフティングを行いました。

ラフティングとは、5~8名が定員のラフトボートごとに、漕艇やレスキューの技術を身に付けたガイドさんが乗り合わせ、川下りを楽しむウォーターレジャーです。

★ 医労連・高教組・松本地区労連から子供も含め13人の参加がありました。アクティブなグループと穏やかなグループに分かれてゴムボートに乗車。ボートでジャングルを巡る体験を味わうジャングルクルーズのようなガイドさんがそれぞれ付いてくれ、軽妙なトークに導かれながら、こぎ方や落ちた時の浮き方等を楽しく教えて頂きながら川を下っていました。犀川の支流、万水川から出発し、大王わさび農園に到着。水の流れるも穏やか、湧き水がたくさん流れるので、透明度も冷たさも抜群!! ボートをおり、ワサビの気持ちになりしばらく川に浸かりました。



★ 万水川は穏やかな支流なので、初めてでも安心して楽しむことが出来ました。ラフティングは、チームワークアクティビティです。片足をおろしながら支流を下り、生い茂る草木をよけながら、掛け声をかけてパドルをみんなでこぎました。みんなで協力しながらかわを下り、穂高川や高瀬川と犀川の合流地点からは大きな川幅となり、また違った楽しみがありました。



★ 当日は晴天に恵まれ、青い空、白い雲、緑の山並み、透明な川の水、黒トンボ、アオサギ、カワウなど自然豊かな水辺を身近に感じられました。湧き水が流れるラインクルーズは安曇野だけ!!ぜひ、皆さんも体験してみてください。(\*^-^\*)  
その後は、みんなでピザを食べ交流を深めました。新しい仲間も増え、次はどんな企画をしようか。青年部の企画にご期待下さい!!

# ろうきん奨学会 を紹介 活用しましょう！

県労連ではろうきん奨学会理事会に理事として参加しています。8月5日（月）に2024年第2回の理事会が行われ、2025年の募集について検討、決定しました。

7月の幹事会でも営業統括部より説明がありました。

昨今の物価高で教育費への不安が増えています。理事会でも、日本学生支援機構（旧日本育英会）で有利子の奨学金を貸与されている学生が、卒業後の返済の不安を語った、という情報もありました。

他県にはない、無利子の奨学金です。経済的な理由で教育の機会を失うことのないよう、広めたいものです。

ろうきん奨学会 奨学生

## 奨学生募集

利子 : 無利子

貸付時期 : 毎年1回（4月に12か月分）

申込資格 : 長野県労働金庫の会員構成員のお子さまで、大学院・大学・短大・専門学校及び高等学校

大学生・短大生 : 170名以内 最長6年

上限216万円 月3万

募集時期 : 1月～3月

選考方法 : 奨学会理事会にて選考  
奨学生は1世帯1名を原則

奨学金 累計実績

医労連 : 90 高教組 : 42 JMITU : 4

国公労連 : 33 生協労連 : 3 自治労連 : 26

14

## ろうきん奨学会 2025 奨学生募集要項

ろうきん奨学会は、長野県労働金庫の会員構成員のお子さまであって大学等に在学し、学費の支払いが困難と認められる者に対し学費を貸付け、以って有為の人材の養成に資することを目的としています。

受付期間：2025年1月6日（月）より2025年3月28日（金）

貸付時期：毎年1回（4月に12か月分）資金交付します。

但し、初年度は4月下旬に資金交付します。

申込資格：長野県労働金庫の会員構成員のお子さまで、大学院・大学・短大・専門学校及び高等学校に在学または入学見込みの方。

募集定員、最長交付期間及び奨学金額：

交付期間はその学校における正規の就学期間が終了する日までとします。

大学院生	若干名	4年	上限 1,440,000円以内（月額 30,000円）
大学生・短大生	170名以内	6年	上限 2,160,000円以内（月額 30,000円）
専門学校生	35名以内	5年	上限 1,800,000円以内（月額 30,000円）
高校生	若干名	3年	上限 360,000円以内（月額 10,000円）

※高等専門学校生は専門学校生を含む

提出書類：

①奨学金申込書（奨学生願書・奨学生調書・父母の所属する団体代表者の推薦書）

②当該学校の在学証明書

入学見込み者は申込時に合格（入学）通知・許可書等の写し、資金交付日以降に在学証明書を提出。在学は申込時に学生証の写しを可とし、資金交付日以降に在学証明書を提出。

※在学証明書は奨学金交付終了年まで毎年提出いただきます。

③保護者の本人確認書類（運転免許証・健康保険証・パスポート等の写し）

④保護者の所得確認書類（令和6年分の源泉徴収票等の写し）

⑤個人情報に関する同意書（奨学生・保護者・予定連帯保証人）

返済方法：最終交付をした翌年の4月から半年間据置き、同年10月からの毎月返済となります。

毎月返済額は上記奨学金額のうち月額と同額になります。

やむを得ない事情がある場合は、申請によりろうきん奨学会が認めた場合に限り15,000円に減額できます。（高校生を除く）

利子：無利子

選考方法：

①選考は奨学会理事会で行います。（進学・進級にあたって学費の支払いが困難と認められる世帯を優先して選考させていただきます。）

②奨学生は1世帯1名を原則とさせていただきます。

③高校生の場合は、特に学費の支払が困難と認められる場合に限り該当になります。

お問い合わせ先：長野県労働金庫本店・出張所・ローンセンター・長野県暮らしサポートセンター

ろうきん奨学会は、労働金庫からの寄付金と会員利用分量配当金の一部を拠出いただき運営しています。

大学院・大学・短大・専門学校・高校

## 奨学生募集

ろうきん奨学会がお子様の夢の実現をサポートします。

無利子

一歩を、一緒に。

2025.1/6 ▶ 3/28

奨学生募集のご案内

奨学生募集のご案内

ろうきん奨学会2025年募集要項

ろうきん奨学会は、長野県労働金庫の会員構成員のお子さまであって大学等に在学し、学費の支払いが困難と認められる者に対し学費を貸付け、以って有為の人材の養成に資することを目的としています。

受付期間：2025年1月6日（月）より2025年3月28日（金）

貸付時期：毎年1回（4月に12か月分）資金交付します。

申込資格：長野県労働金庫の会員構成員のお子さまで、大学院・大学・短大・専門学校及び高等学校に在学または入学見込みの方。

募集定員	大学	短大	専門学校	高校生
募集定員	若干名	4年	5年	3年
募集定員	170名以内	6年	5年	3年
募集定員	35名以内	5年	5年	3年
募集定員	若干名	3年	3年	3年

奨学金額

大学院生：上限 1,440,000円以内（月額 30,000円）

大学生・短大生：上限 2,160,000円以内（月額 30,000円）

専門学校生：上限 1,800,000円以内（月額 30,000円）

高校生：上限 360,000円以内（月額 10,000円）

返済方法

最終交付をした翌年の4月から半年間据置き、同年10月からの毎月返済となります。

毎月返済額は上記奨学金額のうち月額と同額になります。

やむを得ない事情がある場合は、申請によりろうきん奨学会が認めた場合に限り15,000円に減額できます。（高校生を除く）

利子：無利子

選考方法

①選考は奨学会理事会で行います。

②奨学生は1世帯1名を原則とさせていただきます。

③高校生の場合は、特に学費の支払が困難と認められる場合に限り該当になります。

お問い合わせ先：長野県労働金庫本店・出張所・ローンセンター・長野県暮らしサポートセンター

## ろうきん奨学会(2025年用)

1. 奨学資金の額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院 ・大学 ・短大 年額36万円以内(月額30,000円)</li> <li>・専門学校 年額36万円以内(月額30,000円)</li> <li>・高校 年額12万円以内(月額10,000円)</li> </ul>
2. ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学生として決定した日から、その学校における正規の就学期間が終了する日までを原則とします。</li> <li>例…大学院4年以内、大学・短大は6年以内</li> <li>専門学校5年以内(高等専門学校を含む)・高校3年以内</li> <li>・転学したときは、新たな就学先の期間とその時の残存期間を基に調整し、決定します。</li> </ul>
3. 資金交付時期及び提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年1回(4月に12か月分)資金交付します。但し、初年度は4月下旬に資金交付します。</li> <li>・奨学金は年1回、保護者を通じて奨学生に交付します。</li> <li>・保護者及び奨学生は連署の上、「奨学金一部借用書」を奨学金交付日が属する年度の「在学証明書」とともに、毎年度奨学金が交付された日以降、定められた日までに提出する。</li> <li>・奨学資金の受け取り及び返還に使用する口座は、長野県労働金庫の普通預金口座とし、保護者名義のもととします。</li> </ul>
4. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県労働金庫の会員構成員のお子さまで、大学院・大学・短大・専門学校及び高等学校に在学または入学見込みの方。</li> <li>・同一奨学生が当奨学会を複数回利用することはできません。</li> </ul>
5. 利子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無利子</li> </ul>
6. ご返還方法及び提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終資金交付した翌年の4月から半年間据置き、同年10月からの毎年返還とします。</li> <li>・毎月の返還額は、上記奨学資金の額の月額と同額とします。</li> <li>・返還は、毎月末日(土・日・祝祭日・金融機関の定められた休日に重なるときは前営業日)に、予め指定された保護者の普通預金口座から自動振替とします。</li> <li>・奨学資金の交付期間が終了したときは、保護者及び奨学生は連帯保証人と連署の上、定められた日までに「奨学金借用証書」を提出する。</li> </ul>
7. 連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立した生計を営む成年者1名とします。但し、公的年金収入のみの方は除きます。なお、年金以外の収入がある方については都度判断することとします。</li> </ul>
8. 選考方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選考は奨学会理事会で行い、決定通知書をもって保護者に連絡します。</li> <li>(進学・進級にあたって学資の支払いが困難と認められる世帯を優先します。)</li> <li>・奨学生は、1世帯1名を原則とします。但し、応募者が募集定員に満たない場合で、理事会が認めた場合に限り利用できるものとします。</li> <li>・高校生の場合は、特に学資の支払いが困難と認められる場合に限り該当となります。また、高校で利用された奨学生は、その後、大学、短大等に進学した場合に、当奨学会は利用できなくなりますのでご了承ください。</li> </ul>
9. 届出のお願い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金交付、返還を含めた期間中、次の事項が発生した場合は、所定の書式により直ちにろうきん奨学会に届出てください。</li> <li>(1) 奨学生が休学、長期欠席(3カ月以上)、転学、退学、停学したとき</li> <li>(2) 奨学生を辞退するとき、傷病等で卒業の見込みがなくなったとき</li> <li>(3) 奨学生、保護者、連帯保証人の申込内容(住所・勤務先等)に異動・変更が生じたとき</li> <li>(4) 保護者又は連帯保証人の変更を希望するとき</li> <li>(5) 保護者が普通預金口座の変更(保護者名義に限る)を希望するとき</li> <li>(6) 返還の猶予を希望するとき</li> <li>(7) 返還金額減額を希望するとき</li> </ul>
10. 返還猶予	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学生が次の事項に該当する場合は、申請により奨学資金の返還を猶予することができます。</li> <li>(1) 上級の学校に進学したとき</li> <li>(2) 留年したとき</li> <li>(3) 災害又は傷病により返還が著しく困難になったとき</li> <li>(4) その他真にやむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき</li> <li>* 返還猶予の扱いは1回限りとします。</li> <li>* 詳細については、下記の相談・お問合せ先にご連絡ください。</li> </ul>
11. 返還金額減額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が次の事項に該当する場合、返還金額を15,000円に減額することができます。</li> <li>(1) 大幅な収入の減少(勤務先の業績悪化・自然災害等に起因するもの)</li> <li>(2) 離職(勤務先の業績悪化や合理化、勤務先の倒産、自然災害により離職)</li> <li>(3) ひとり親家庭</li> <li>(4) 子どもが複数人おり学費が重複する場合</li> <li>(5) 他金融機関等の借り入れ状況により返還が著しく困難になった場合</li> <li>(6) 傷病により返還が著しく困難になった場合</li> <li>(7) その他真にやむを得ない事由により返還が著しく困難になった場合</li> <li>* 申請によりろうきん奨学会が認めた場合に限り、返還金額が減額されます。</li> <li>* 減額後の返還金額は15,000円のみとし、その他の金額はご指定いただけません。</li> <li>なお、高校生における返還金額(10,000円)は減額を不可とします。</li> <li>* 返還金額減額により返還期間が延長となります。</li> <li>(例) 減額前の残返還期間 4年間の場合 → 減額後 8年間の返還</li> <li>* 返還金額の減額開始月は、年2回(4月と10月)とします。それぞれ前月末(3月と9月)までに申請書類をご提出ください。</li> <li>* 申請にあたっては、「返還金額減額願」と「疎明資料」が必要となりますので、下記の相談・お問合せ先にご連絡ください。</li> </ul>
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学生が休学又は3カ月以上に渡り長期欠席したときは、当該月以降その期間、奨学資金の交付を休止します。</li> <li>・奨学生が停学・退学・奨学生辞退・死亡等の場合は、当該月以降奨学金の交付を停止します。</li> </ul>
13. 相談・お問合せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約内容などに関するお問い合わせは、長野県労働金庫本支店・出張所・ローンセンター・長野県暮らしサポートセンターにご連絡ください。</li> <li>* ろうきん奨学会は長野県暮らしサポートセンターに事務を委託しています。</li> </ul>